

国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則について

平成29年10月
国土交通省

I. 背景

住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）は、平成29年6月16日に公布されたところ、法を施行するに当たり、法において省令で定めるとされた事項等について定める。

II. 概要

1. 住宅宿泊事業関係

- 宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置（第1条関係）

宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置は、届出住宅に、非常用照明器具を設けること、避難経路を表示すること等とする。

2. 住宅宿泊管理業関係

- 住宅宿泊管理業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者（第9条関係）

必要な体制が整備されていない者は、管理受託契約の締結に係る業務の執行が法令等に適合することを確保するための体制が整備されていると認められない者、住宅宿泊管理業務を適切に実施するための必要な体制が整備されていると認められない者とする。

3. 住宅宿泊仲介業関係

- (1) 住宅宿泊仲介業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者（第31条関係）

必要な体制が整備されていない者は、法令を遵守するための必要な体制が整備されていると認められない者、宿泊者又は住宅宿泊事業者からの苦情等に適切に対応するための必要な体制が整備されていると認められない者等とする。

- (2) 住宅宿泊仲介契約の締結前の説明事項（第40条関係）

住宅宿泊仲介契約の締結前に説明しなければならない事項は、住宅宿泊事業者の届出番号、宿泊者が住宅宿泊仲介業者に支払うべき対価等とする。

- その他所要の規定の整備を行う。

III. 今後のスケジュール（予定）

公 布：平成29年10月27日（金）

施 行：平成30年6月15日（金） ※住宅宿泊事業法の施行の日